

ケース検討会議への 専門職派遣

広島市成年後見利用促進センターでは、行政機関、福祉機関などが実施するケース検討会議に、専門職を派遣しています。

成年後見人等の申立てや困難事例等を協議するケース検討会議に参加し、相談者や担当者、支援者に助言を行います。

こんな時に活用ください

- 成年後見制度の利用の必要性はあるが、誰が、いつ申立てるかなどの検討が必要な時、本人や支援者に制度説明が必要な時
- 消費者被害にあったかもしれない、金銭管理ができない、不衛生、栄養失調など、権利侵害が疑われる時 など

利用について

- | | |
|---------|--|
| • 派遣日時 | 随時（2週間前までの予約制） |
| • 対象会議 | 判断能力の低下に起因する
権利擁護支援に関する個別事案 |
| • 派遣時間 | 2時間程度 |
| • 費用 | 無料 |
| • 派遣場所 | 広島市内 |
| • 派遣専門職 | 弁護士・司法書士・社会福祉士
※相談内容によって派遣専門職を調整します |
| • 申込み方法 | 派遣依頼票を持参、メールまたはFAXにてご提出ください
（このチラシの裏面が派遣依頼票となっています） |

成年後見制度を
申立てた方がい
いのかな？



>>>>> 申込み・問い合わせ先 >>>>> >>>>> >>>>>

広島市成年後見利用促進センター

電話 082-207-3367

FAX 082-264-6437

E-mail kouken@shakyohiroshima-city.or.jp

〒732-0822 広島市南区松原町5-1（BIG FRONT ひろしま6階）

（社会福祉法人 広島市社会福祉協議会内）

ケース検討会議への専門職派遣依頼票

◆ 申込者

所属	
担当者氏名	
連絡先電話番号	

◆次のとおり派遣依頼します。

第1希望	日 時	令和 年 月 日 時間 : ~ :	場 所	
第2希望		令和 年 月 日 時間 : ~ :		

※申込受付後に調整するため2週間以上後の日程を設定してください。

◆事案の概要は次のとおりです。

世帯状況	☐ 単身世帯 ☐ その他(同居者続柄:)
親族との関係	☐ 申立者になりうる親族有 ☐ 申立者になりうる親族無 ☐ 不明 その他の状況:
判断能力の状況	☐ 認知症 ☐ 知的障害 ☐ 精神障害 ☐ その他 具体的状況:
相談したい内容	どのような課題が生じていてどのような支援が必要か(具体的に)記入をお願いします。
参加予定者	(人) 内訳: ☐ 本人、 ☐ 区地域支えあい課、 ☐ 地域包括支援センター、 ☐ ケアマネジャー、 ☐ 相談支援事業所、 ☐ その他()

◆ 申込み・問い合わせ先 ◆

広島市成年後見利用促進センター

TEL: 082-207-3367

FAX: 082-264-6437

E-mail : kouken@shakyohiroshima-city.or.jp

※お急ぎの場合は、電話でお問い合わせください。